

倉敷市週休 2 日工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、倉敷市が発注する土木工事、土地改良工事において、週休 2 日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「週休 2 日」とは、原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。

2 この要領において「週休 2 日工事」とは、週休 2 日を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、現場着手日から現場完成日までをいい、準備工、片付期間のほか、工場制作のみを実施している期間は除くものとする。

なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計 6 日の開所日を有する連続した 8 日間の期間を 1 回以上含むものとする。

4 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務的作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 この要領において「通期の週休 2 日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場閉所した場合をいう。

6 この要領において「月単位の週休 2 日の達成」とは、通期の週休 2 日を達成した工事で、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後 1 週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場閉所した場合をいう。

7 この要領において「完全週休 2 日（土日）の達成」とは、対象期間の全ての週において、休日を土・日曜日に指定し、1 週間に 2 日以上現場を現場閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場閉所するものとする。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、原則すべての倉敷市が発注する土木工事、土地改良工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

（1）災害時における応急工事等の緊急を要する工事

（2）その他、週休 2 日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休 2 日工事の対象工事である旨を明記し、倉敷市週休 2 日工事特記仕様書を添付するものとする。

3 発注者は、週休 2 日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。

2 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、完全週休2日（土日）、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか、または、週休2日工事を実施しないか協議するものとする。

3 週休2日工事を実施する受注者は、前項の工事打合せ簿に、休日を明示した「休日等取得計画表」を添付するものとする。

4 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。

5 その他実施に当たっては、別に定める倉敷市週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

（設計変更）

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において月単位の週休2日、または、完全週休2日（土日）を達成できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

2 月単位の週休2日を達成した場合は、精算時に月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

3 完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて設計変更するものとする。

（工事成績評定）

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を達成できなかった場合においても減点は行わないものとする。

（履行証明書）

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

（適用）

この要領は、単価適用日が令和7年10月1日以降の工事から適用する。

（関係要領の廃止）

令和6年8月1日施行の倉敷市週休2日工事試行要領（以下、旧要領という。）は、廃止する。ただし、単価適用日が令和7年9月30日以前の工事については、旧要領による。